委員会審査

条例

議案第47号

鶴ヶ島市印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、氏に変更があった者からの請求により、旧氏が住民票に記載されることとなったため、印鑑登録においても旧氏が用いられるようにするものです。

議案第48号

鶴ヶ島市森林環境基金条例について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、交付される森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用するため、鶴ヶ島市森林環境基金を設置するものです。

議案第49号

鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、償還金の支払猶予及び償還金の免除に関する報告等を求めることができる規定が追加等されたため、引用条項の整理等をするものです。

Q 報告等を求めることが追加されたが、具体的な内容は。

A 福祉政策課長 法律上、破産した場合にも償還を免除できる規定が追加された。そのため、資産状況等を把握するために報告等を求めるものである。

議案第50号

鶴ヶ島市立保育所の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島東部保育所を廃止すること等をするものです。

Q 保育ニーズへの対応は。

A こども支援課主席主幹 新たな民間保育所の整備や認定こども園等の推進、幼稚園との連携などを含めて、今後も保育環境の整備を進めていきたい。

Q 地域に還元するような跡地の利活用は。

A こども支援課主席主幹 市として最も効果的な処分や活用の方法を様々な角度から検討していきたい。

Q 園庭開放や子育て支援などの鶴ヶ島東部保育所が担っていた機能の補完は。

A こども支援課主席主幹 他の保育園等と連携しながら、子育て環境をより充実させたい。

議案第52号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請等に対する審査手数料を追加等するものです。

議案第61号

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱い等の基準を改正するものです。

Q 幼児教育・保育の無償化の周知は行き届いているのか。

A こども支援課主席主幹 市広報に加え、既に利用者には個別に通知をした。

Q 副食費滞納の場合の徴収は。

A こども支援課主席主幹 原則として施設が徴収するが、施設では徴収経験がないため、市が支援・協力していきたい。

Q 副食費も無償となる年収360万円相当までの対象見込者数は。

A こども支援課主席主幹 幼稚園と保育園で合計250人程度と見込んでいる。

Q これまで給食費が無料だった低所得者が、制度改正により有償となることはないか。

A こども支援課主席主幹 年収360万円相当未満の世帯にまで対象を拡大したので、有償にはならない。

トピックス TOPICS 補正予算

令和元年度の一般会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第2号）が可決されました。

一般会計（第2号）

児童扶養手当支給事業

Q 令和2年度からは支給回数が年6回になるが、今後、毎月支給の方向も出てくるのか。

A こども支援課長 児童扶養手当法に基づく支給方法であり、今後も国の動向に合わせていく。

幼児教育・保育の無償化運営支援事業

Q 無償化による一時預かりの利用の急増や保育士不足の懸念は。また、保育の質は確保されるのか。

A こども支援課主席主幹 無償化となる一時預かりの対象は、保育園や幼稚園に属さない子どもであるため、利用の急増や急激な保育士不足は考えにくい。また、保育の質は、国の保育指針や市の運営基準条例を基に確保する。

森林環境基金積立金

Q 積立金の活用方法は。

A 産業振興課長 市民の憩いの場として、土地所有者から樹林地を借りている市民の森の整備事業に充当することが可能であると考えている。

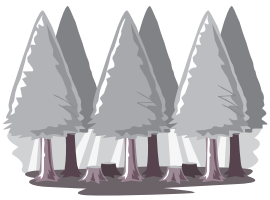

ふるさと振興発信事業

Q 脚折雨乞行事の開催経費にクラウドファンディング型ふるさと納税を活用する背景は。

A 産業振興課長 オリンピックと各地の夏のイベントが重なり、脚折雨乞行事の警備費等の経費が高騰しているためである。な